

回 覧

平成28年度も引き続き補助を行います



鳥獣被害でお困りの方へ

～電気柵等の設置～補助金の活用を～

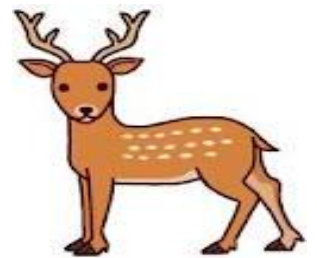
町では、農作物の鳥獣被害を防止するために、農業者又は個人が電気柵、防除柵、防除網等を設置する経費に対して補助をします。

(下諏訪町鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金交付要綱に基づいて補助をします。)

◎補助対象者は…

町内の土地に電気柵、防除柵、防除網等を設置する者

- (1)農業者…農地を所有しており、農業に従事している方。
- (2)個人 …農業者以外の方(家庭菜園など)。



◎補助金額は…

- (1)農業者は、補助対象事業経費の2分の1とし、10万円を限度とします。
- (2)個人は、補助対象事業経費の2分の1とし、3万円を限度とします。

◎申請方法やご不明な点について

- (1)申請期間はH28年4月1日～H29年3月15日まで。申請は年に1回。

申請用紙等は農林係で用意しています。

その他ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします

～補助金利用者の声(個人の方)～

(菟倉地区で防除柵を設置)

おとしは鹿によるブルーベリーの被害が多く、楽しみに待っていただいたお客様に、残念な思いをさせてしまったので、昨年、補助金を用いて防除柵を設置しました。設置したことにより被害が減り、心にゆとりを持って耕作することができました。また、補助金を用いたことで経費に係る負担も減りました。

被害があつてからでは遅いと思います。この機会に設置してみたいかがでしょうか。



防除柵を設置したMさん

☆お問い合わせ先…下諏訪町役場 産業振興課 農林係(2階)
電話 27-1111(内線277・278)